先 - 1 25. 4. 19

## 先進医療の新規届出技術について (届出状況/2月受理分)

- 2月受理分の新規技術は、座長の了承を得て先進医療会議の構成員全員に書面にて確認を行い、以下のとおりの振り分けとしました。
- なお、当該技術については、平成25年3月26日の先進医療技術審査部会において審査が行われました。

受理 番号	先進医療A又はBへ の振り分け結果	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品• 医療機器情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	受理日 ※3
008	先進医療B	特発性肺線維症の急性増悪患者に対するトレミキシンを用いた血液浄化療法の有効性及び 安全性に関する探索的試験	特発性肺線維症の急性増悪	別紙1-1	別紙1-2	56万9千円 (うち、32万5千円は企業より無 償提供)	228万3千円	97万7千円	H25.1.28
009	先進医療B	腎機能障害を伴う患者を対象としたリーナル ガードによる造影剤腎症防止	冠動脈形成術、末梢動脈形成術などカテーテル治療を受ける造影剤使用患者で、腎機能が中等度、高度障害	別紙2-1	別紙2-2	2万8千円 (うち、1万8千円は研究費、 1万円は企業より無償提供)	87万3千円	37万4千円	H25.1.31

- ※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
- ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
- ※3 原則として21日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

## 【備考】

- O 先進医療A
- 1 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
- (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
- (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- O 先進医療B
- 3 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術であって、 当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を 要するものと判断されるもの。